

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第四十二号

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の地域手当の支給に関する規則（昭和四十二年広島県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の十四」を「百分の十六」に改め、同項第二号中「百分の十二」を「百分の十三」に改める。

第三条の二中「百分の十四」を「百分の十五」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十二年四月一日から施行する。